

ご旅行条件書(要約) お申し込みの際は、必ずこの条件書をお読みください。

この旅行は、たびすけ 合同会社西谷（以下「当社」といいます）が旅行を企画して実施するものであり、お客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。また、契約の内容・条件は各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件・出発前お譲りする確定書面（行程ご案）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. 契約のお申し込みと成立時期

(1)当社は旅行契約のお申し込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程・旅行サービスの内容・旅行代金その他他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

(2)当社は前述の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画面料金」といいます。）の額を明示することがあります。

(3)当社がお客様に交付した企画書面の内容に沿って旅行契約を申し込むうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、申込料（旅行代金の 70%以内）とともに当社に提出していただきます。

(4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の権利義務を有しているものとみなします。

(5)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(6)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことなどが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。

2. お申し込み条件

(1)当社がお客様に交付した企画書面の内容に沿って旅行契約を申し込むうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、申込料（旅行代金の 70%以内）とともに当社に提出していただきます。

(2)異常疾病をお持ちの方、現在健康を保っているいらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行の申し込み時に申し出下さい。当社は可能な限り合意的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のための特別な措置にかかる費用はお客様の負担とさせていただきます。

(3)また、怪我や関係機関等の状況などにより、旅行の安全度が十分満足のため、介助者や同伴者の同行、当社スタッフの派遣などを条件とさせていただかず、ご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4)お客様が旅行中怪我・病気等の他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をさかねるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

3. 旅行代金の適用

満12歳以上の方のおと年代金、満6歳以上12歳未満の方はこども代金となります。なお、旅行代金は各コースごとに表示しております。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行代金に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限りエコノミークラス）、宿泊費・食事代、入場料・押錠料、乗車員同行コースの利用料および消費税・諸税、等。尚、これらの費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも払い戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項以外のもの（通過手荷物料金、電報電話料、個人的性質の追加飲食代やそれらに伴う諸税・サービス料、オプショナルツアーや、燃費サービス等）。

6. 旅行条件の変更と旅行の中止

(1)お客様から旅行契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することができます。

(2)お客様が旅行契約内容の変更を行なった場合には、次に定める取消料を当社にお支払いただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業日、営業時間内にお申し出いただいた時を基準とします。

※配偶者または1歳等の親族が死亡したため旅行をとりやめる場合も取消料の対象となります。

取扱日	取消料
21日目にあたる日以前	無料
20日目にあたる日から8日前まで	旅行代金の 70%
7日目にあたる日から7日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日の当日	旅行代金の 50%
旅行開始後又は無断格離不参加	旅行代金の 100%

②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

【旅行開始前】

a. 当社によって旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が変更補償金への表左欄に掲げるものとの他の重要なものである場合に限ります。

b. 「旅費代金の支払い時期と旅行代金の変更」に基づき、旅行代金が増額されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可となるおそれがある極めて大きいつき。

d. 当社がお客様に対し、「確約書面」(1)に定める期日までに確定書面を交付しなかったとき。

e. 当社が貴へ拂すとき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った実施が不可能になったとき。

f. 当社の解消権

①お客様から「『旅費代金の支払い時期と旅行代金の変更』」を定める期日までに旅行代金が支払われないとときは、当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものとし、企画書面に記載されたところに従って取消料等をいただきます。

②当社は旅行開始前に

a. 当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能、その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. 病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないこと認められるとき。

c. 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の規則な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d. 旅行の安全度が著しく超過する範囲を超える費用を求めるとき。

e. 例えば、スキーや目的とするする旅行における重量の規定のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがある極めて大きいとき。

f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全度に円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

g. 客様の人数が企画書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の14日前（日帰り旅行は4日前）にお客様の旨を連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解消いたします。

【旅行開始後】

a. 病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないこと認められるとき。

b. 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の規則な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

c. 旅行の安全度が著しく超過する範囲を超える費用を求めるとき。

d. 例えば、スキーや目的とするする旅行における重量の規定のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがある極めて大きいとき。

e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、規定による旅行契約の締結を妨げないとき。

③当社は(2)当社の解消権(旅行開始前の規定により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金又は申込金を全部払い戻します)また同旅行開始後の規定により旅行契約を解除したとき、旅行契約は将来に向かってのみ消滅し、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の義務については有効な弁済がなされたものとします。この場合、当社はお客様がまだ提供を受けている旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対する取消料、運賃料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならぬ費用の金額を差し引いたものを払い戻します。

8. お客様の責任

お客様の故意または過失により、当社が損害を被受けた場合は、お客様に損害の賠償をいただきます。

9. 特別補償

(1)当社は当社の責めが生じなかかつて問題とされ、当社旅行契約特種補償規約により、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害について、あらかじめ定められた額の補償金及び見舞金を支払います。

(2)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、過失ない運転、疾病的ほか、旅行中に含まない場合で、自由行動中の山岳登山はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量自動車、マイクロライド、ウルトラライド(機器)搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該旅行契約が旅行日程に含まないときは、この限りではありません。

(3)当社が(1)に基づく補償金支払い義務と当社の責めによる損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

10. 施設振興

当社は、次の契約内容の重要な変更が生じた場合は、所定の料率による変更補償金を支払います。
①旅行開始日または旅行終了日の前後、②入場する観光地、観光施設その他の旅行の目的地の変更、③運送機関の下等級への変更、④運送機関の種類または会社名の変更、⑤宿泊機関の種類または会社名の変更、⑥宿泊機関の地図の種類、設備、景観の変更。ただし、天災地変、暴動などの不可抗力または運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止などによる場合は当社は変更補償金を支払わないことがあります。

11. 個人情報の取り扱い

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただかなければなりません。その責め、身体に被られた一定の損害について、あらかじめ定められた額の補償金及び見舞金を支払います。

(2)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、過失ない運転、疾病的ほか、旅行中に含まない場合で、自由行動中の山岳登山はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量自動車、マイクロライド、ウルトラライド(機器)搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該旅行契約が旅行日程に含まないときは、この限りではありません。

①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内

②旅行参加後のご意見とご感想の提供のお願い

③アンケートのお願い

④特典サービスへの提供

⑤統計資料の作成におさまる個人の個人情報を利用させていただかことがあります。

12. その他の旅行条件の詳しい内容及び主な旅行契約につきましては当社係員にお尋ねください。

—————FAXでお申し込みのお客さまは、こちらにご記入をお願いいたします。—————

《送信先》 たびすけ合同会社西谷 0172-55-0252

【申込用紙】

ふりがな お名前 (性別)	年齢	ご住所	電話番号	集合場所
1 (男・女)				弘前・田舎館
2 (男・女)				弘前・田舎館
3 (男・女)				弘前・田舎館
4 (男・女)				弘前・田舎館